

大阪府早発卵巣不全患者等妊よう性温存治療助成試行事業費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 府は、将来の妊娠・出産の希望を含むライフプランの実現に向けた健康管理（プレコンセプションケア）の推進のため、プレコンセプションケアの実施及び妊よう性温存治療に対し支援する試行事業として、令和7年度から令和11年度の間、予算の範囲内において、大阪府早発卵巣不全患者等妊よう性温存治療助成試行事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、大阪府早発卵巣不全患者等妊よう性温存治療助成試行事業費助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象経費)

第2条 助成金の交付の対象となる経費は、実施要綱第3条第2号から第5号に定める費用とする。ただし、他の制度による助成の対象とした経費や、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）及びその他の法律に基づく医療保険制度による保険給付の対象となる経費を除く。

(助成対象となる回数及び助成額)

第3条 助成金の交付を受けることができる回数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) AMH検査

実施要綱第2条第1号に定める方法による1回の測定及びその結果通知を1回とし、1回を限度とする。

(2) 卵子凍結

1回を限度とする。なお、同一年度中（治療の終了日が同一年度内であることを指す。）に複数の採卵周期において治療を実施した場合においては、次項に定める対象経費の実支出額の算出にあたり、これらを合算できるものとする。

(3) 凍結維持管理

凍結卵子の保存開始日が属する年度の翌年度から凍結卵子の個数が0になるまでの間において、1年度につき1回を限度とする。

(4) 生殖補助医療

初めて本区分の助成金の交付の対象となった生殖補助医療の開始日における年齢が40歳未満であるときは通算6回を限度とし、同年齢が40歳以上であるときは通算3回を限度とする。ただし、助成金の交付を受けた後に出産した場合又は妊娠12週以降に死産に至った場合は、交付の回数は、新たにその通算を始める。

2 助成金の額は、別表の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の第2欄に定める基準額と同表の第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較し、少ない方の額に同表の第4欄に定める助成率を乗じて算出した額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付の申請兼実績報告)

第4条 規則第4条第1項による申請及び規則第12条の規定による報告は、原則として、助成事業の完了した日の属する年度の末日までに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める

書類を提出することにより行わなければならない。なお、助成対象者が未成年の場合にあっては、対象者の親権者又は未成年後見人がこれを行うものとする。

(1) AMH検査に係る助成金

- ア 交付申請書兼実績報告書（様式第1-1号）
- イ 助成対象者の年齢及び住所を証する書類の写し
- ウ 検査の結果及び登録医療機関へ支払った金額を証する書類の写し
- エ その他知事が必要と認める書類

(2) 卵子凍結に係る助成金

- ア 交付申請書兼実績報告書（様式第2-1号）
- イ 助成対象者の属する世帯全員の住民票の写し（申請日前1か月以内に発行したもの）
- ウ 助成対象者が婚姻をしていないことを証する書類の写し
- エ 医療機関により早発卵巣不全の診断を受けたことにより助成対象者となった場合は、その診断書の写し
- オ 実施要綱第2条第6号に定める指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）において卵子凍結を行ったこと及び指定医療機関へ支払った金額を証する書類の写し
- カ その他知事が必要と認める書類

(3) 凍結維持管理に係る助成金

- ア 交付申請書兼実績報告書（様式第3-1号）
- イ 助成対象者の住所を証する書類の写し
- ウ 指定医療機関等へ支払った金額を証する書類の写し
- エ その他知事が必要と認める書類

(4) 生殖補助医療に係る助成金

- ア 交付申請書兼実績報告書（様式第4-1号）
- イ 助成対象者の属する世帯全員の住民票の写し（申請日前1か月以内に発行したもの）
- ウ 助成対象者が婚姻をしていることを証する書類の写し
- エ 助成対象者が事実婚をしている場合は、事実婚関係に関する申立書（様式第4-2号）
- オ 指定医療機関において生殖補助医療を受けたこと及び指定医療機関へ支払った金額を証する書類の写し
- カ 生殖補助医療の助成金の交付を受けた後に出産した場合又は妊娠12週以降に死産に至った場合は、その事実を証する書類の写し
- キ その他知事が必要と認める書類

（助成金の交付の条件）

第5条 規則第6条第2項の規定により附する条件は、次に掲げる条件とする。

- (1) 助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (2) AMH検査又は卵子凍結に係る助成金を受けた場合においては、知事の求めに応じ、年次調査への協力を行わなければならない。
- (3) 助成事業に係る収入及び支出について明らかにした証拠書類を整理し、かつ当該証拠書類を助成事業の完了の日（助成事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておかななければならない。
- (4) 助成事業に係る書類について、知事の求めに応じてその職員に閲覧させ、又は開示しなければならない。

(申請の取下げ)

第6条 助成金の交付の申請をした者は、規則第7条の規定による通知を受領した日から起算して10日以内に限り、当該助成金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(助成金の交付の決定及び額の確定並びに通知)

第7条 知事は、第4条による交付申請兼実績報告があった場合は、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めたときは、助成金の交付の決定を行うとともに助成金の額を確定し、速やかに助成対象者に対し通知するものとする。

(助成金の交付)

第8条 知事は、第7条の規定による助成金の額の確定の後、当該助成金を交付する。

(検査)

第9条 知事は、助成金の適正な執行を図るため、必要と認めた時は助成対象者に対して、報告又は関係書類の提出を求め、又はその職員に助成対象者の居宅等に立ち入り、帳簿、書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができ、助成対象者はこれに応じ、報告、関係書類等の提出若しくは職員への開示又は質問への回答等を行わなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(1) 助成対象者が、法令、規則、本要綱、助成金の交付決定の内容、これに付した条件に違反した場合

(2) 助成対象者が、助成金に関する手続き等において不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合

(3) その他規則第15条第1項各号のいずれかに該当する場合

2 前項の規定は、交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。ただし、助成対象者が助成対象事業について交付すべき助成金の額の確定があった後に規則第2条第2号イからハまでのいずれかに該当することとなった場合を除く。

3 知事は、第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成対象者に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

4 前項の規定により助成金の返還を命じられた助成対象者は、規則第17条の規定により加算金及び延滞金を府に納付しなければならない。

5 知事は、助成金の交付の決定の取消しを決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を助成対象者に通知するものとする。

(他の補助金の一時停止等)

第11条 知事は、助成対象者が助成金の返還を命ぜられ、当該助成金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、知事が別途定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 6 月 11 日から施行する。

別表（第3条関係）

1 区分	2 基準額	3 対象経費（実支出額）	4 助成率
AMH検査	10,000円	AMH 検査の受検及び検査結果の説明に要する次に掲げる費用 ・初診料 ・再診料 ・助言相談料 ・検査料	10/10
卵子凍結	200,000円 なお、1つの採卵周期あたりの金額は、次のア及びイのとおりとする。 ア 採卵したものの卵が得られない又は状態の良い卵が得られないため中止した場合 100,000円 イ ア以外の場合 200,000円	採卵準備のための投薬、採卵及び卵 子の凍結に要する費用	
凍結維持管理	1回あたり 20,000円	凍結卵子の保存に係る維持管理に要する経費 （凍結卵子の保存開始日が属する年度の翌年度以降に要する費用に限る）	
生殖補助医療	1回あたり 250,000円 ただし、以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施する場合は 100,000円	卵子融解、受精・胚培養、胚凍結、胚移植及び妊娠確認に要する費用	